

平成30年度4月期 工事契約制度の見直しについて

I 香川県広域水道企業団の設立に伴う対応について

平成30年4月1日から、本市水道事業が香川県広域水道企業団に事業統合されることに伴い、入札・契約制度に係る下記の各項目の取扱いを、次のとおり定めます。

1 手持件数の制限について

本市では、平成13年6月に、指名競争入札に公募制を導入したことに合わせ、受注機会の均等を図る観点等から、手持件数の制限を行っていますが、香川県広域水道企業団の設立に伴い、平成30年4月1日以降は、下水道事業に係る工事・コンサルタント業務等を市長部局（契約監理課）から発注することになります。

平成23年度に下水道事業を上下水道局に移管した際も、手持件数の上限は変更しておらず、今回についても、工事・コンサルタント業務等ともに、手持件数の上限は変更しないこととします。

なお、平成30年度に繰り越される下水道工事等についても、下水道事業を上下水道局に移管した際と同様に、下水道事業の契約済案件のうち、平成29年度から平成30年度に繰越したものと及び債務負担を伴うものについては、契約監理課経由分の手持件数から除外することとします。

2 工事成績について

現在、総合評価落札方式、入札参加資格者名簿及び予定価格1億円以上の案件の入札参加条件として評価している工事成績について、次のとおり取り扱います。

評価の対象とするもの

- ・ H30. 3. 31 までに上下水道局において検査合格したもの
- ・ 上下水道局から市に移管され、H30. 4. 1 以降に検査合格したもの（下水道工事）

評価の対象としないもの

- ・ 上下水道局から企業団に移管され、H30. 4. 1 以降に検査合格したもの（下水道工事）

3 指名停止について

高松市上下水道局指名停止等措置要綱の規定により行われた指名停止等について、次のとおり取り扱います。

- ・ H30. 3. 31 までに上下水道局が措置し、その期間が H30. 4. 1 以降も継続するものにつ

いては、H30. 3. 31 をもって高松市上下水道局指名停止等措置要綱は廃止となりますが、本市指名停止等措置要綱の相当規定により行われたものとみなします。

- ・ なお、H30. 4. 1 以降に香川県広域水道企業団又は同企業団高松事務所において行われた指名停止等については、本市指名停止等措置要綱の相当規定により行われたものとはみなしません。

<高松市指名停止等措置要綱第16条第1項>

高松市病院局指名停止等措置要綱及び高松市上下水道局指名停止等措置要綱の規定により行われた指名停止、警告その他の行為は、高松市指名停止等措置要綱の相当規定により行われた指名停止等とみなす。

Ⅱ 「災害時の活動体制」の総合評価落札方式Ⅱ型の評価項目への導入について

1 目的

「災害時の活動体制」については、現在、総合評価落札方式Ⅰ型（予定価格1億円以上の工事案件に適用）において評価対象としておりますが、総合評価落札方式Ⅱ型（予定価格1,500万円以上3,000万円以下の「土木一式工事」に適用）においても、評価対象とするものです。











2 見直し後の評価基準

総合評価落札方式Ⅱ型における「災害時の活動体制」の評価に当たっては、新たに地域精通度の一要素として、総合評価落札方式Ⅰ型の評価基準に準じ、評価を行うものとします。

なお、災害時の活動体制の評価基準における評価点数に応じた係数を、「1.2 地域精通度（工事場所からの近接の度合い）」の評価点数に乗じた数を、当該評価点数とします。

また、同Ⅱ型における「6 過去4年間における高松市発注同業種工事の工事成績平均評定点」及び「1.2 地域精通度（工事場所からの近接の度合い）」の配点を、各25点から各30点に変更します。

6 過去4年間における高松市発注同業種工事の工事成績平均評定点	配点	25点→30点
1.2 地域精通度（工事場所からの近接の度合い）	配点	25点→30点

評価基準	災害時の活動 体制の評価点 ①	地域精通度の 評価点 ②	係数	評価点 ②×係数
・工事予定場所の代表地点から 指定距離(A)の範囲内に 本社・本店あり	10点	 25点	1.2	<u>30点</u>
	8点	 25点	1.15	<u>29点</u>
	4点	 25点	1.05	<u>27点</u>
	0点	 25点	1	<u>25点</u>
・工事予定場所の代表地点から 指定距離(A)の範囲外かつ 指定距離(B)の範囲内に 本社・本店あり	10点	 20点	1.2	<u>24点</u>
	8点	 20点	1.15	<u>23点</u>
	4点	 20点	1.05	<u>21点</u>
	0点	 20点	1	<u>20点</u>
・工事予定場所の代表地点から 指定距離(B)の範囲外に 本社・本店あり	10点	 0点	1.2	<u>0点</u>
	8点	 0点	1.15	<u>0点</u>
	4点	 0点	1.05	<u>0点</u>
	0点	 0点	1	<u>0点</u>

※1未満の端数は切り上げます。

3 適用時期

平成30年4月1日以降公表分から適用します。

Ⅲ 舗装工事における「オペレータの配置」を求める対象工事の拡大について

1 概要

工物品質の更なる確保と舗装工事専門業種の健全な育成を図るため、オペレータの配置を入札参加条件として求める金額を引き下げ、対象工事を拡大します。

2 見直しの内容

	現行	改正後
オペレータの配置を求める対象工事	予定価格1,000万円以上の舗装工事	予定価格500万円以上の舗装工事

3 適用時期

平成30年10月1日以降公表案件から適用します。

IV 予定価格事後公表の対象工事の拡大について（試行導入）

1 概要

本市では、平成19年6月から、予定価格3,000万円以下の工事について、予定価格を「事後公表」とし、それ以外の工事については、予定価格を「事前公表」としてきました。

しかしながら、地方自治法に基づく本市の附属機関である高松市入札監視委員会において、特定の業種に係る高額案件の落札率が「他の業種と比較して総じて高い」、等の指摘を受け、本市としての対応を強く求められていること、さらには、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）による「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成26年9月30日閣議決定）の趣旨等も踏まえ、『試行』の位置付けで、予定価格事後公表の対象工事を、下記のとおり拡大するものです。

また、これに伴い、試行対象工事における「求める施工実績」については、現在、予定価格を事後公表としている予定価格3,000万円以下の工事の取扱いを100万円単位としていることも勘案し、1,000万円単位の概数表示とします。

2 見直しの内容

	現行	見直し後
予定価格事後公表案件	・予定価格3,000万円以下の全業種	・予定価格3,000万円以下の全業種 ・ <u>予定価格1億円以上の建築一式工事（試行導入）</u>

3 適用時期

平成30年4月1日以降公表分から適用します。

V 設備工事において評価対象とする継続教育（CPD）認定団体の拡大について

1 目的

本市では、現在、建設工事の格付け及び総合評価落札方式（I型）において、過去5年間における継続教育（CPD）の取組（技術者が保有資格の技術的向上を図るため、各資格認定団体が開催する講習会を受講するなどの自己研鑽を重ね、当該団体において証明された取得単位数）を評価していますが、この度、設備工事（電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事、消防施設工事及び清掃施設工事）における「電気工事施工管理技士」及び「管工事施工管理技士」による技術的向上のための努力を、適正に評価するため、新たに設備工事に係る継続教育（CPD）の証明を行っている（公社）日本建築士会連合会を、認定団体に加えます。

2 見直しの内容

設備工事	継続教育（CPD）認定団体
（電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事、消防施設工事、清掃施設工事）	（公社）日本技術士会
	建築設備士関係団体CPD協議会
	（公社）日本建築士会連合会（追加）

3 適用時期

平成30年4月1日以降公表分から適用します。

VI 公募型指名競争入札における重複落札禁止の適用について（本格導入）

1 概要

本市では、近年、発注件数が総じて減少傾向にあることを踏まえ、受注機会の均等を図る観点から、公募型指名競争入札における「同日公表・同日開札」の案件についても、その応札状況等を勘案し、平成25年4月1日以降公表分の案件から、『重複落札禁止（重複応募は可）』の受注制限を課す制度を試行導入した結果、受注機会の更なる均等が図られており、有益であることから、平成30年度から、当該制度を本格導入するものです。

2 内容

公募型指名競争入札における「同日公表・同日開札」の案件のうち、『重複落札禁止（重複応募は可）』の適用業種を、直近1年間における1件当たりの平均指名業者数が1.0者を超える業種とします。

ただし、適用業種であっても、発注時点における応札見込（可能）業者の手持ち工事件数の状況等を踏まえ、適切な競争性が確保できないと認められる場合は、「重複落札禁止」の受注制限は行わないものとします。

3 平成30年度における適用業種

舗装工事・塗装工事・造園工事

4 適用時期

平成30年4月1日以降公表分から適用します。

Ⅶ 主観点数による制限を用いる入札参加条件の設定について（本格導入）

1 概要

本市では、入札参加資格者名簿の編成において、「企業の社会性」を決定数値に反映していますが、技術的要素はもとより、「企業の社会性」の評価を申し出る企業の更なる増加を図るため、平成26年4月1日以降公表案件分から、案件ごとに指定する主観点数を受けていることを入札参加資格として設定する制度を試行導入した結果、企業の社会性を高める観点から有益であることから、平成30年度から、当該制度を本格導入するものです。

2 内容

(1) 適用業種の条件

入札方式別、工事種別ごとに見て、当該年度の発注予定件数が5件を超えており、かつ、前年度の当該工事種別における平均応札者数が5者以上であったこと。

(2) 決定数値の算定に係る主観的事項について、次のいずれにも該当すること。

- ・ 主観的事項の配点の合計に占める当該工事種別に登載された市内企業の当該年度における主観点数の平均値の割合が0.4未満であること。
- ・ 主観的事項のうち、「環境対策」「災害時の活動」「安全対策」「障がい者雇用」「次世代育成支援」「人権啓発の取組」における配点の合計に占める当該工事種別に登載された市内企業のこれらの事項に係る当該年度の主観点数の平均値の割合が0.4未満であること。

3 留意事項

(1) 主観点数設定案件と未設定案件の間においては、重複落札禁止の対象外とします。

ただし、主観点数設定案件相互間においては、案件に応じ、重複落札禁止の対象と

する場合があります。

(2) 総合評価落札方式（I型）には適用しません。

4 適用時期

平成30年4月1日以降公表分から適用します。